地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,第2項及び第4項の規定により 行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 23 年 10 月 14 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男

同 武田牧雄

同 佐藤敬三

同 川村幸子

第1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は教育機関(小学校,中学校,高等学校及び幼稚園)である。うち,次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監査実施年月日
市立高等学校,乙部中学校,河北小学校,上田小学校,	平成 23 年 8 月 1 日
羽場小学校,飯岡中学校,手代森小学校	平成 23 年 8 月 2 日
城内小学校,松園中学校,松園小学校,上田中学校, 玉山中学校,玉山小学校	平成 23 年 8 月 3 日
緑が丘小学校,山王小学校,中野小学校,大宮中学校, 太田幼稚園,永井小学校,	平成 23 年 8 月 4 日
月が丘小学校, 土淵小学校, 土淵中学校, 青山小学校, 下橋中学校, 本宮小学校	平成 23 年 8 月 5 日

第2 監査の範囲

平成22年度の事務の執行

第3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成23年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領(48 盛監発第24号)に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づ

き,適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き,一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し,通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに,必要に応じ,その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 教育機関(小学校,中学校,高等学校及び幼稚園)

乙部中学校

【注意事項】

1 就学援助費の支給に当たり、就学援助費支給管理簿兼受領簿の記載に誤りのあるものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

市立高等学校

【指摘事項】

1 旅費の支給に当たり、決裁権者の決裁を得ていない日帰り旅行について旅費が支給されているものが1件見られた。当該旅費について返納の手続きを行うことを求める。

【注意事項】

1 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分に誤りのあるものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。